

至誠館大学学生委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、至誠館大学学則第7条の規定に基づき、至誠館大学学生委員会（以下「委員会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 学生（留学生、交換留学生を含む。以下同じ。）の福利厚生及び生活上の支援並びに指導を円滑に行うことを目的とする。

(審議事項)

第3条 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 学生生活の指導に関する事項
- (2) 課外活動に関する事項
- (3) 入学金、授業料等免除及び奨学金に関する事項
- (4) 学生の表彰に関する事項
- (5) 学生の懲戒、処分に関する事項
- (6) 学生の福利厚生に関する事項
- (7) その他学生に関する事項

(組織)

第4条 委員会は、次の者をもって組織する。

- (1) 学生部長
- (2) 教育職員の中から学部長が指名する者
- (3) 学務課長

(任期)

第5条 前条第2号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第6条 委員会に委員長及び副委員長2名を置き、委員長は学生部長をもって充てる。副委員長は委員長が委員のうちからキャンパスごとに1名指名する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(部会)

第7条 委員会は、必要に応じて部会等を置くことができる。

2 部会等に関し必要な事項は、委員会が定める。

(会議)

第8条 委員会は、委員の過半数の出席をもって決し、可否同数のときは、議長の決することによる。

(委員以外の出席)

第9条 委員会は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第10条 委員会に関する事務は、学務課が処理する。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員会の議を得て、別に定める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

制定	平成11年	4月	1日	(制定)
改正	平成26年	4月	1日	(第1回改正)
	平成31年	4月	1日	(第2回改正)
	令和2年	4月	1日	(第3回改正)
	令和4年	9月	1日	(第4回改正)
	令和6年	4月	1日	(第5回改正)